

## 「福島県精神保健福祉審議会委員」の公募のお知らせ

〔募集期間：令和6年7月22日（月）から令和6年8月9日（金）まで〕

福島県には、精神保健福祉法に基づき、精神保健や精神障がい者の福祉に関する事項を審議するために、知事の附属機関として福島県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）が設置されています。

この審議会では、県民の皆様から御意見を幅広くお聞きし、県の精神保健福祉行政に反映させるために、下記のとおり委員1名を、県民の皆様から募集します。皆様からの応募をお待ちしています。

### ○ 審議会の概要

- 1 審議事項 精神保健や精神障がい者の福祉に関する事項について、知事の諮問に答え、意見を具申します。
- 2 委員構成 「学識経験委員」、「精神医療従事者」、「社会復帰事業従事者等」
- 3 任期 委員に任命の日から3年間
- 4 開催回数 年1回程度
- 5 報酬・旅費 審議会に出席したときは、所定の報酬（1日につき8,800円）、旅費（福島県旅費条例に定める旅費額）を支給します。
- 6 その他 審議日は原則として公開で行われます。

### ○ 応募方法等について

- 1 公募人数 「学識経験委員」の区分から1名
- 2 応募資格 次の全ての要件に該当する方
  - (1) 県内に在住する満20歳以上（令和6年9月1日現在）であること。
  - (2) 精神障がい者の保健福祉・医療や社会復帰など精神保健福祉に関心があること。
  - (3) 年1回程度、平日に福島市において開催される審議会に出席できること。ただし、次に該当する方は除きます。
    - ア 国・地方公共団体の議員及び公務員、県の保健福祉に関する附属機関の委員
    - イ 精神障がい者の医療に関する事業に従事する方
    - ウ 精神障がい者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事している方

### 3 応募方法

次の書類を下記応募先まで持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

なお、応募に当たって要する費用（郵便料金、交通費等）の支給はございません。

また、提出された書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

- ・郵送する場合は封筒余白に「審議会委員公募」と朱書きしてください。
- ・電子メールで応募する場合は、別紙様式の記載事項が全て記入されていれば、様式を問わず受け付けます。

#### (1) 応募書類

ア 福島県精神保健福祉審議会委員応募申込書兼履歴書（別紙、コピー可）

※ 福島県保健福祉部障がい福祉課のホームページからもダウンロードできます。

イ 作文（意見・提言等800字以内、氏名記入、様式自由）

テーマ「福島県の精神保健福祉のあり方について」

#### (2) 提出先

福島県保健福祉部障がい福祉課精神保健医療担当（住所等は、下記「応募先及び問い合わせ先」のとおり）

#### (3) 応募受付

ア 持参：募集期間中の平日午前8時30分から午後5時15分までとします。

（土・日曜日、休日は除きます。）

イ 郵送：令和6年8月9日（金）の消印があるものを有効とします。

ウ 電子メール：令和6年8月9日（金）の午後5時15分までの受信を有効とします。

### 4 選考方法

選考は、応募者の提出書類により一次選考を行い、一次選考を通過した者について面接による二次選考を行います。

なお、二次選考の日程については、一次選考の結果通知の中でお知らせします。

### 5 最終選考結果の通知

最終選考結果は、令和6年8月下旬頃に、郵送により応募者本人に通知します。

### 6 応募先及び問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県保健福祉部障がい福祉課精神保健医療担当

電話 024-521-8204 FAX 024-521-7929

電子メール shougaiseishin@pref.fukushima.lg.jp